

～ 浦安市水際線の望ましい整備・活用に向けて～

URAYASU-City



浦安市水際線整備構想

目 次

1 . 整備構想策定の背景と趣旨	1
2 . 浦安市水際線の特徴	2
3 . 整備構想の位置づけ	3
4 . 整備構想の考え方	4
5 . 整備構想の方向性	6
6 . ゾーニング	7
用語解説	19

1 . 整備構想策定の背景と趣旨

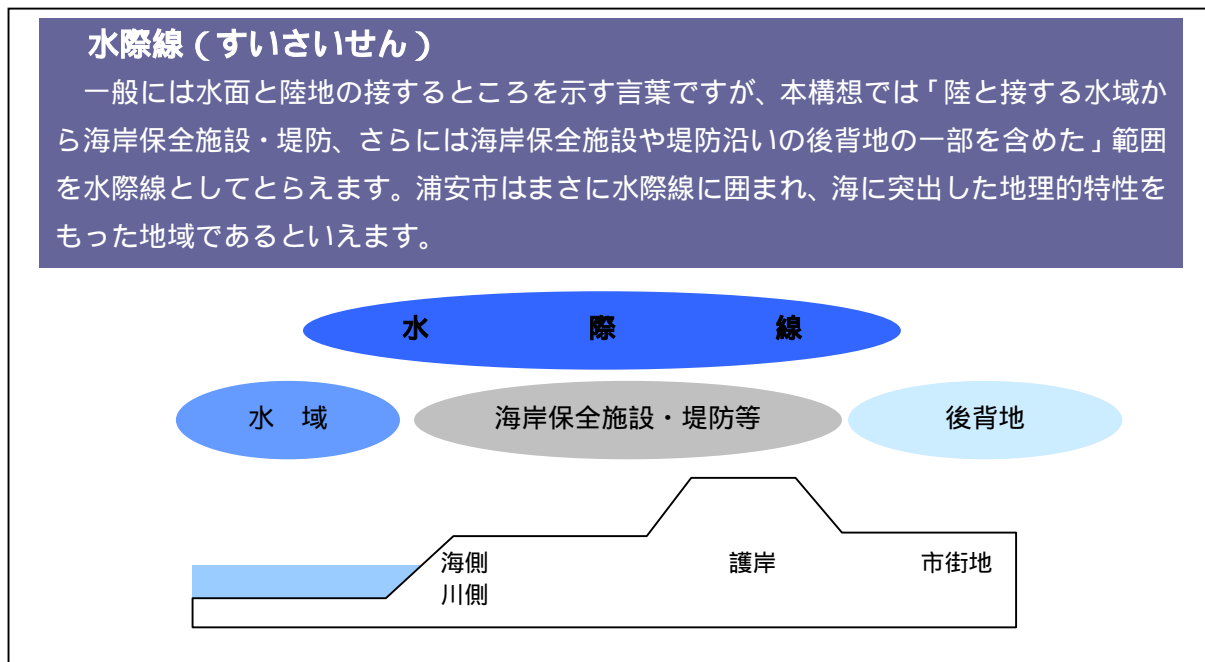
東京湾の最奥部に位置する浦安市は、北は千葉県市川市、東と南は東京湾、西は旧江戸川を隔てて東京都江戸川区に面しています。土地は、旧江戸川の河口に発達した沖積層に属する低地と、昭和39年より始まった海面埋立事業により総面積はかつての4倍にも広がり、自然地形としての山や丘がなく概ね平坦な状況にあります。その一方で、東京湾に張り出すような地形から市域の三方を海と河川に囲まれた「水際（すいさい）」の都市であり、海岸線は一般海岸となっています。現在、浦安の海岸線の延長は約12.9km、河川の延長は約12.5kmとなっています。

この特徴を活かしたまちづくりを進めるため、浦安市では、昭和63年度にまとめた「浦安市における水際線の活用に関する調査報告書」や平成15年度に策定した「三番瀬の保全・再生及び水辺の活用に関する基本方針」等に基づき千葉県や関係機関等と連携しながら市内の水際線整備や活用に取り組んできました。しかし、社会経済状況の変化や水際線に関する市民ニーズの高まりなど、浦安市の水際線を取り巻く環境は大きく変わりつつあります。

この構想では、まちづくりの状況等を踏まえながら、これまでの背景や経緯を勘案し、浦安市域内の河川・海岸線とその後背地(緑地等)を検討の対象として、現状や課題を整理し、新たな浦安市の水際線の望ましい整備・活用のあり方(水際線整備構想)について検討しました。

今後は、本構想に基づき、具体的な事業について海岸や河川管理者等の関係機関と協議や調整を進め、事業の実現化を図っていきます。

本構想で取り扱う水際線



2 . 浦安市水際線の特徴

(1) 自然的特徴

夏季には南寄りの風が卓越している。

東京湾奥部に位置し、高潮による被害を受けやすい。

潮流は恒流で冬季に南西から北東、夏季に東から西への流れである。

前面海域の土取場跡には水深10mを超える窪地が分布しており、青潮の発生源になっているともいわれている。

北東の海域は、東京湾に残された貴重な干潟環境である三番瀬海域に面している。

(2) 社会的特徴

浦安市は海面埋立事業による市域の拡大により、住宅開発が進み、個性ある住宅都市として発展を遂げている。

新町(第2期埋立地)の住宅整備や開発が終盤を迎えようとしており、都市の成熟期へと移行している。

社会経済状況の変化に伴い、財政的に厳しいなか、水際線に関する大規模な開発が難しくなっている。

三番瀬は、平成13年に千葉県が三番瀬の埋立て計画を白紙撤回し、現在では、千葉県を中心に干潟の保全・再生に向けた取り組みが進められている。

海や河川は浦安市唯一の自然資源であり、市民の水際線の活用や自然環境保全に対する関心は高い。

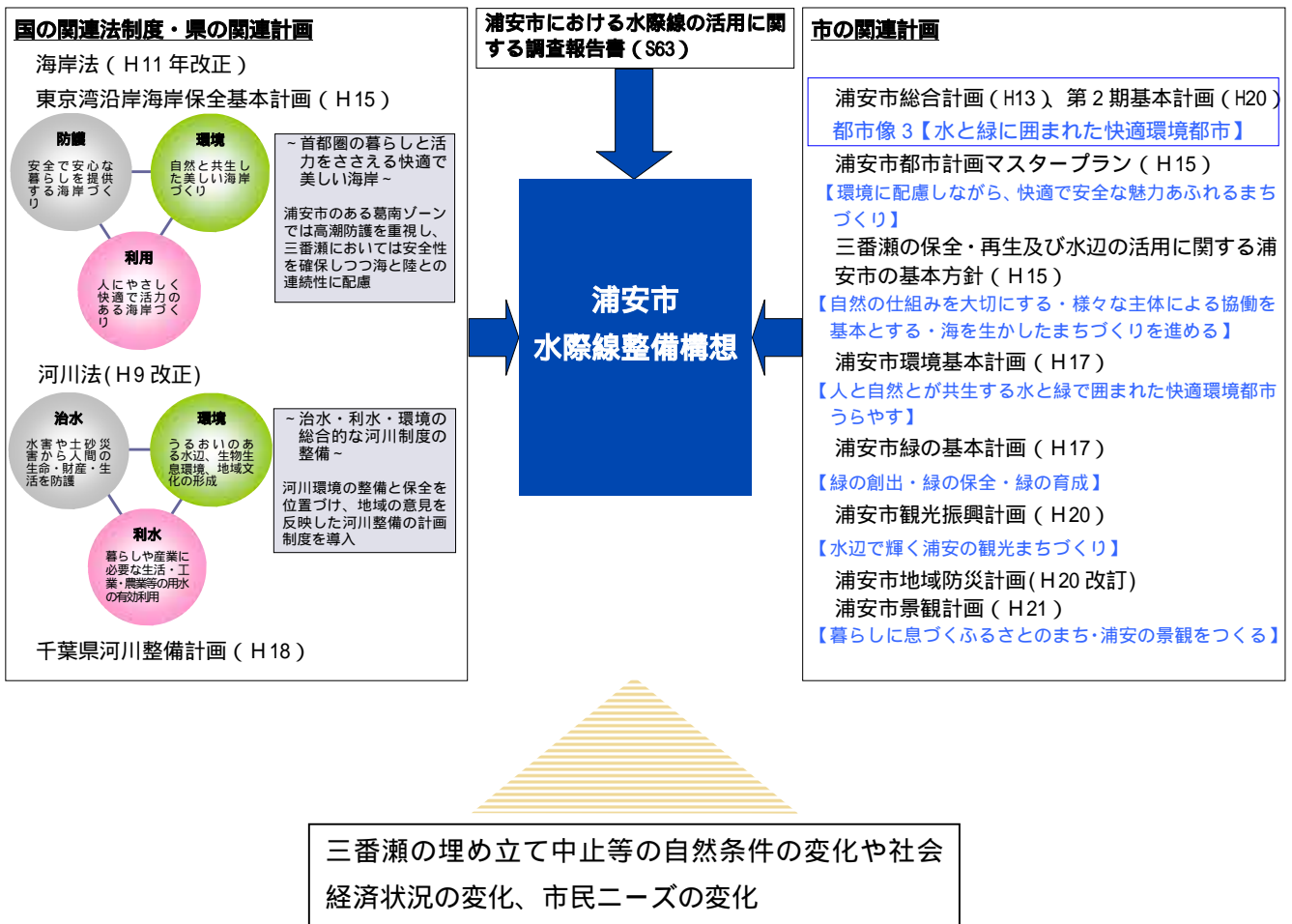
我が国を代表する大型レジャー施設である東京ディズニーリゾートや周辺のホテル群が位置し、観光客の数は国内でもトップクラスとなっている。

かつては川岸に千数百隻の大小の漁船が係留される漁師町であり、現在も河川から海域を周遊する釣り船や屋形船があるなど、水際線のまちとしての賑わいをみせていた歴史的な背景がある。

3. 整備構想の位置づけ

この構想は、海岸法（平成11年改正）及び河川法（平成9年改正）などの国の関連法制度や東京湾沿岸海岸保全基本計画及び千葉県河川整備計画、また浦安市が昭和63年度にまとめた「浦安市における水際線の活用に関する調査報告書」、さらには浦安市総合計画をはじめ、市の関連個別計画を踏まえ、浦安市の水際線の整備・活用方針について、自然条件や社会経済状況の変化、新たなニーズ等を勘案しながら基本的な考え方を整理したものです。

国の関連法制度や県・市の各種計画との関連（イメージ図）



4 . 整備構想の考え方

目指すべき考え方

浦安は海や河川に囲まれた豊かな水際の都市ですが、現在は、市民生活を守るために防護・治水を優先した水際線の整備が進められており、市民が海や河川を身近に感じる事が難しくなっている状況です。この防護・治水機能を維持しつつ、市民が豊かな水際線を再認識し、身近に感じ、活用していくため、目指すべき考え方を次のように掲げました。

目指すべき考え方

「豊かな水辺を感じるまち 浦安」

この考え方を実現するために以下のような構想の骨子を立案しました。

・国や県、市の各種計画や現状を踏まえ、現在の社会状況で実現可能な構想

今回の整備構想は、浦安市の水際線の実情、国の関連法制度や県・市の関連計画の考え方を踏まえた構想として策定します。

昭和63年度にまとめた「浦安市における水際線の活用に関する調査報告書」では、大規模な人工バリア（沖合の保全施設）を設置し、人工バリアと陸地との間に静穏域を創出して人工海浜や海洋レジャーを展開することを考えていました。しかし、大規模施設の設置は現在の社会経済状況からは難しく、今後の社会経済状況を勘案しながら長期的視点に立って再考する課題とし、早期に実現可能なものから順次進めていくことが望ましいものと考えます。

・市民の生命・財産の安全性を確保しつつ、浦安市の特徴である「水際線に囲まれたまち」を最大限に活かした海や河川を感じることでできる構想

これまでの海や河川整備の考え方は災害からの防護や治水に重点を置いて進めてきましたが、社会情勢の変化や新たなニーズの高まりにより、海岸法が平成11年、河川法が平成9年に改正され、自然環境の保全及び海岸や河川の適切な利用が新しい視点として追加されています。

これらを踏まえ、浦安市の整備構想では、「安全・安心」「環境」「利活用」を骨格とし、総合的な水際線の環境整備を進めていくため、次の3つの理念から構想を策定します。

安全・安心の場の創造を図る構想 「安全・安心」

これまで千葉県により市民の生活を守るため、高潮対策事業等の護岸整備（改修）が進められているところですが、より一層の安全確保を要望していきます。また、新たな視点として過去の大規模災害の経験から、災害時の水際線の利用や拠点として機能できる水際線の整備を進めていきます。

自然環境の保全・再生を図る構想 「環境」

環境の視点は、これまで以上に重視すべきものとなっています。この視点を推進していくために、水質環境や生物の生息環境の改善に取り組んでいきます。

魅力的な水際線の創造を図る構想 「利活用」

三方を海や河川に囲まれた浦安市にとって、日常生活の中で市民にとって豊かな水際線の環境を身近に感じることができるようになることが課題です。そのために、今後も市民が水際線を身近に感じることができるよう、後背地のまちづくりと連携を図りながら親水施設や公園、緑道整備等に取り組んでいきます。また、市民主体の美化活動や緑化活動との連携、支援に取り組んでいきます。

浦安市の東京湾に張り出した地理的特性を活かし、海からの景観も意識した景観形成の推進や水際線を活かしたスポーツやレクリエーション等の様々な活用が図れるような魅力ある水際線を創出します。また、市民も楽しめる観光振興の観点から、水際線の活用を図っていきます。

．整備構想を推進していくための基本的な考え方

この構想の実現を図るために、海岸管理者や河川管理者である千葉県との調整や東京湾沿岸の行政機関等と広域的な連携を図っていくとともに、行政だけではなく、市民や民間事業者等の活力を活かしながら、協働で取り組んでいきます。

また、海岸法や河川法の改正では、「防護・治水」に「環境」「利用・利水」の視点が付加され、海岸や河川に関する総合的な制度として整備されるとともに、海岸保全基本計画や河川整備計画など地域の意見を反映した計画制度が創設されました。これらを踏まえ、構想で示す整備・活用の方針を具体化していく上では、構想の理念や考え方、整備の方向性等を市民や民間事業者等と共有することが必要です。そのため、海岸・河川管理者である千葉県と調整を進めるとともに、浦安市の水際線の現状や特性、課題などについての情報提供や学習機会の創出、市民活動の促進に取り組みます。

また、水際線を快適に利用していくためには、安全性や環境保全等の観点を踏まえながら、利用のあり方や維持管理について、地域住民や関係団体等の意見や協力を得ながら取り組めます。

また、この構想を踏まえた具体的な事業の実現に向かって、計画立案や調整・整備を円滑に進めていくために、庁内体制を整備します。

5 . 整備構想の方向性

整備構想の考え方を踏まえた基本理念や基本方針を次のようにまとめました。

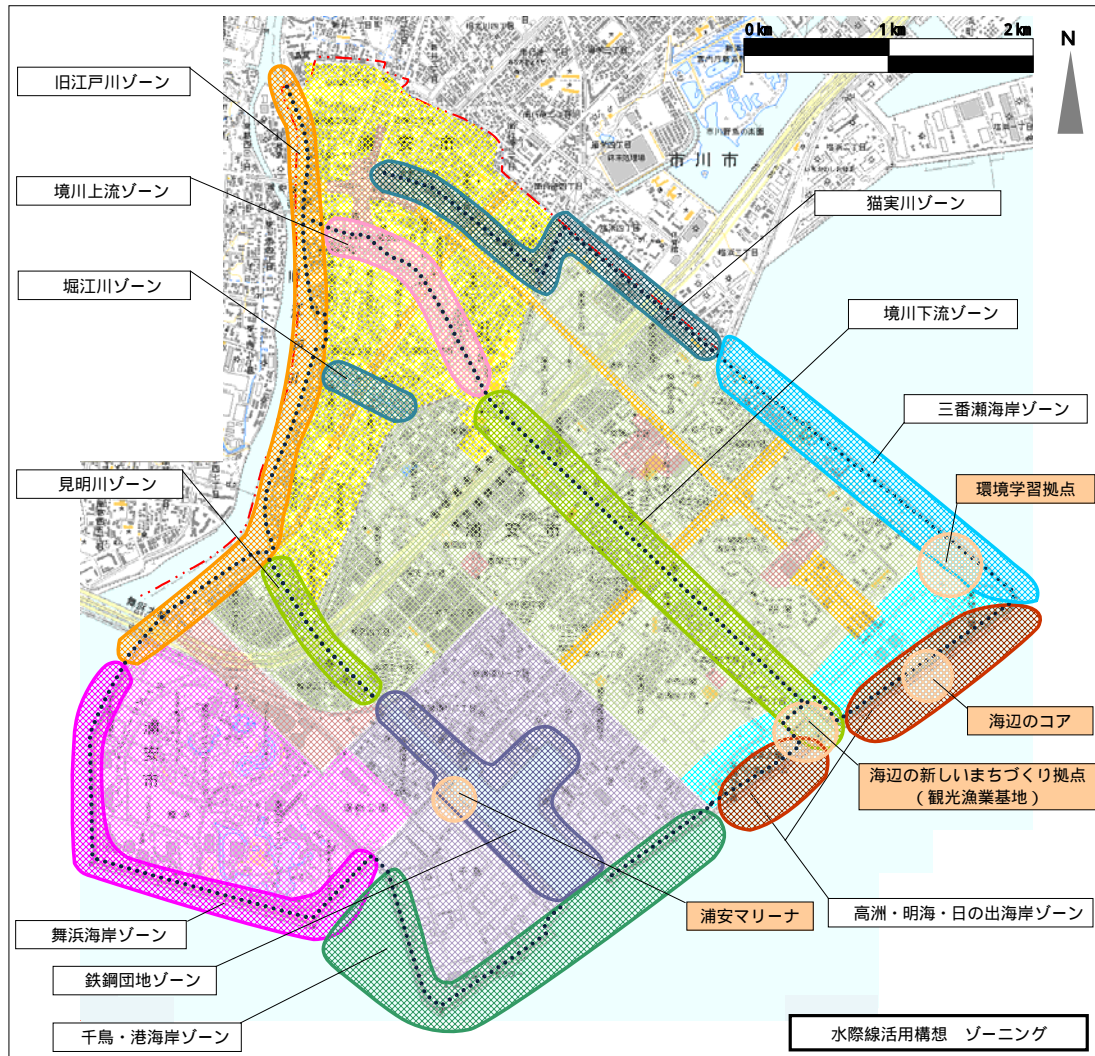
基本理念	基本方針	整備・活用の方向性
<p>1 . 安全・安心の場の創造 ~暮らしを守る水際線~</p> <p>日常は市民の暮らしを守り、災害時には被災援助に役立つ機能を強化します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 護岸の整備を進め、市民の生命や財産の保全に努める。 ・ 水際線における防災機能の確保を図る。 	<ol style="list-style-type: none"> 1) 海岸や河川の護岸の安全度の維持・向上を継続的に推進する。 2) 災害時の住民避難や物資の受け入れ拠点を整備する。 3) 市内のヨットや遊漁船を活用した防災ネットワークの構築を目指す。
<p>2 . 自然環境の保全・再生 ~自然豊かな水際線~</p> <p>水際線の自然環境を知り、学び、保全・再生に取り組みます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然環境の保全と再生を図る。 ・ 市民とともに自然環境を知り、学んでいく。 	<ol style="list-style-type: none"> 1) 水質浄化や生態系への配慮等水質環境の向上に努める。 2) 水際線の環境を市民と共有できるように情報の収集・発信や学びの場を創出する。 3) 行政と市民が協働で海岸や河川環境の維持保全活動に取り組む。
<p>3 . 魅力的な水際線の創造 ~海や河川に囲まれたまちを実感できる水際線~</p> <p>海や河川を身近に感じながら、気軽にレクリエーションを楽しめる魅力的な水際線の創造に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水際線を活用した景観形成を進める。 ・ 市民が水際線を身近に眺め、またアクセスすることのできる憩いの場を創出する。 ・ 水際線を活用したスポーツやレクリエーションの場を創出する。 ・ 市民も楽しむことのできる観光空間を創出する。 	<ol style="list-style-type: none"> 1) 東京湾の眺望を活かしながら水際線の整備を進める。 2) 海岸や河川の修景整備や親水空間整備の推進を図る。 3) 海にふれられる場の創出を図る。 4) 遊漁船などの既存観光産業を振興するとともに、新規の観光産業を誘発する。

6. ゾーニング

1. ゾーニングの考え方

浦安市の水際線は、護岸構造や前面水域の状況、後背地の土地利用の現状などにより、地区ごとに様々な特性を有しています。この構想では、市の個別計画や今後予定されている整備計画を踏まえた上で、地区ごとの特性に基づき、10のゾーンに区分してそれぞれの整備・活用の方向性を示していきます。

2. ゾーニング図



都市計画マスタープラン(H15.3)
土地利用構想図

- 専用住宅地ゾーン
- 複合住宅地ゾーン
- 商業・業務ゾーン
- 沿道利用型複合ゾーン
- 工場ゾーン
- アーバンリゾートゾーン
- 海辺交流ゾーン

番号	名称	対象水際
	舞浜海岸ゾーン	海岸
	鉄鋼団地ゾーン	内水面・舟溜
	千鳥・港海岸ゾーン	海岸
	高洲・明海・日の出海岸ゾーン	海岸
	三番瀬海岸ゾーン	海岸
	境川上流ゾーン	境川
	境川下流ゾーン	境川
	旧江戸川ゾーン	旧江戸川
	見明川ゾーン	見明川
	猫実川・堀江川ゾーン	猫実川・堀江川
	拠点	
	水際線歩行ネットワーク	海岸・河川

水際線のゾーニング図を作成するにあたっては、後背地の土地利用との整合を図るため、都市計画マスタープランの土地利用構想図に載せ合わせています。

・拠点とネットワークの形成・充実

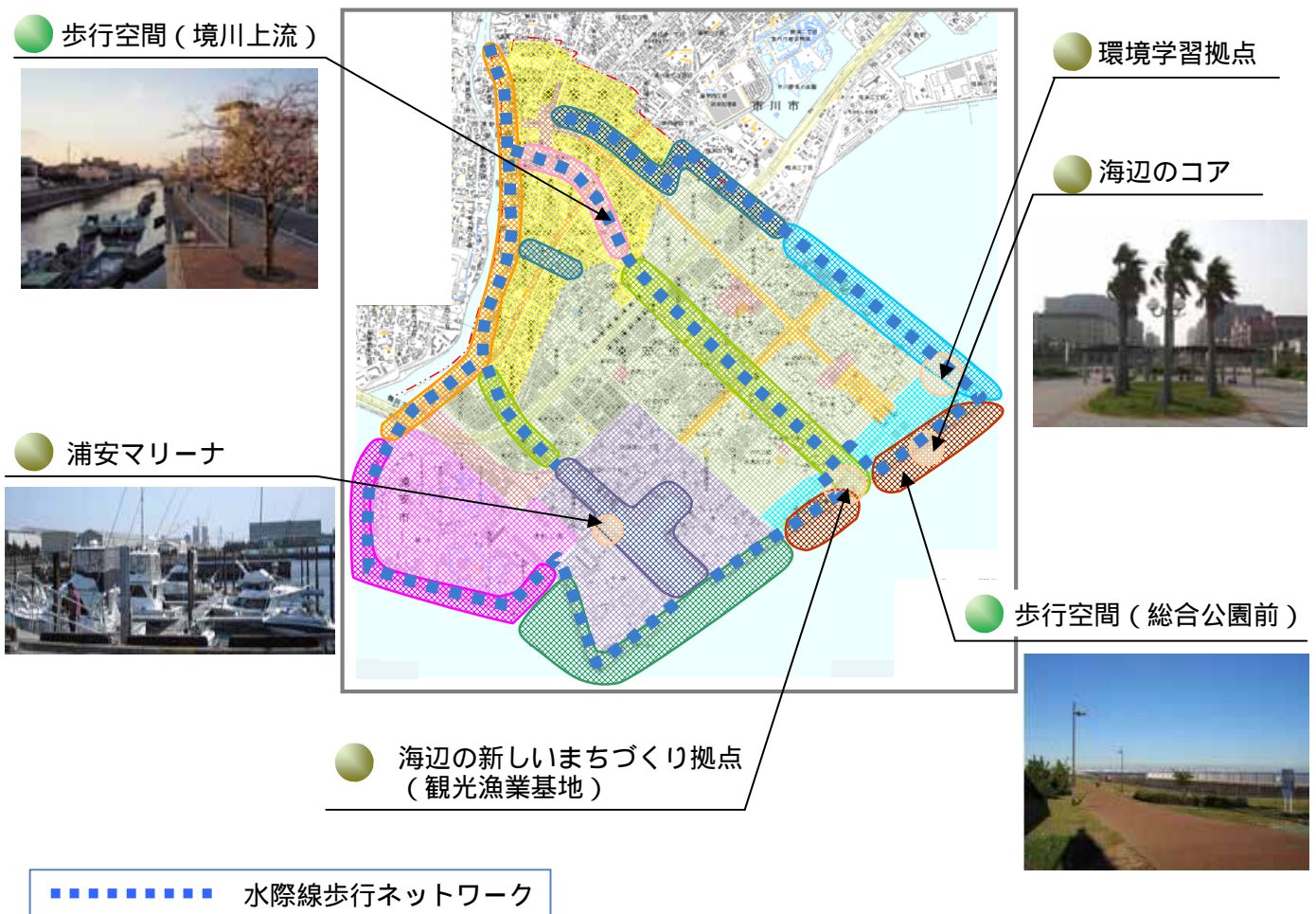
拠点の形成・充実

水際線の魅力や活力を高めていく場を拠点として位置づけ、先導的に整備や活用を図っていくことが有効です。この構想では、既にマリーナや公園等の公共施設の整備が進んでいる千鳥地区の浦安マリーナやシンボルロード海側の先端部、さらには三番瀬環境学習施設予定地周辺と境川河口右岸部を「拠点」として位置づけ、周辺の土地利用の状況や社会経済状況、市民ニーズ等を踏まえながら、先導的に整備や活用を図っていきます。

水際線歩行ネットワークの形成

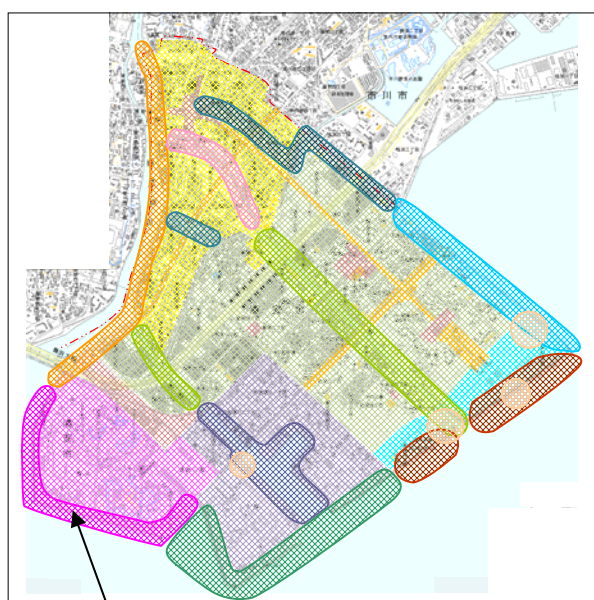
水際線のゾーンや拠点の形成・充実にあわせて、各ゾーンの機能や空間をつなぎ、海や河川の魅力を身近に感じるためには、歩行ネットワークの形成が必要です。

河川沿いや海沿いの緑道や管理用通路等の公共空間を活用するとともに、民間開発を捉えた長期的視点にたちながら、子どもから高齢者に至るまで誰もが水際線の魅力に安全かつ気軽に接することのできる歩行ネットワークの形成を関係機関と協議を図りながら取り組んでいきます。また、併せてベンチの設置や眺望点の確保等休憩スペースの確保を進めていきます。



・ゾーンにおける整備・活用の方向性

舞浜海岸ゾーン	
ゾーンの概要	<p>旧江戸川の河口から舞浜と千鳥の接する地点までの延長約3.4kmの区間で、後背地の土地利用が東京ディズニーリゾートやホテル群、運動公園からなる特徴的な場所である。国内、海外を含めた観光拠点と市の総合的な公園が位置するシンボリックなゾーンとなっている。</p> <p>現在、千葉県の高潮対策事業（護岸改修）に併せてジョギングやサイクリングのできる緑地整備や、ベンチの設置による休憩できるスペースの確保など修景整備を関係機関と調整しながら一部整備している。</p>
整備・活用の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災機能の向上 ・ 海へ可能な限り接近できる空間の確保 ・ レジャー施設やホテル群等の後背地の特性を活かした水際線整備と活用
整備・活用のイメージ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高潮対策事業（護岸改修）の促進とジョギングやサイクリングが楽しめる緑地の整備 ・ 一定の安全性に配慮した上で、護岸の部分的な開放 ・ 海を眺められるテラスやベンチの設置 ・ ホテル群等と連携し、水際線を利用した市民相互の交流が持てるイベントの実施
留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 護岸改修と修景整備は、千葉県、株式会社オリエンタルランド、浦安市の三者で協議しながら進める。 ・ 舞浜地区の護岸利用には、安全性の確保を前提とした上で開放の範囲等について護岸の管理者との協議が必要である。



● 舞浜海岸ゾーン

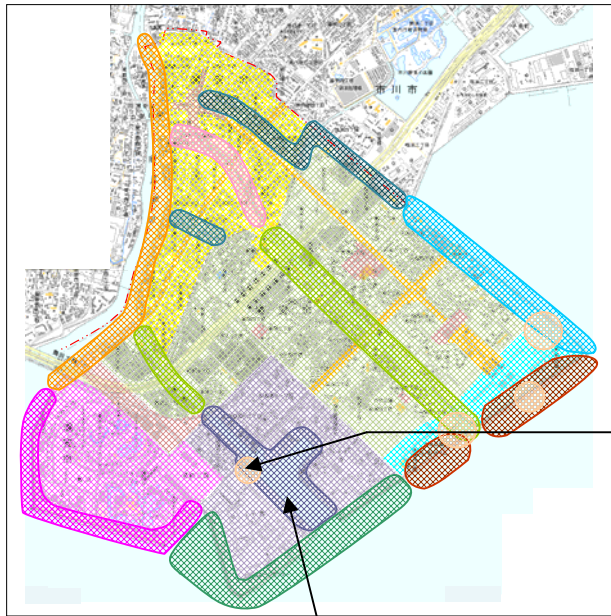
舞浜海岸



海岸整備事業の現況(ホテル群前)



鉄鋼団地ゾーン・浦安マリーナ	
ゾーンの概要	鉄鋼流通基地を担う企業岸壁に囲まれた内水海域で延長約1.8kmの区間である。千鳥地区に千葉県が不法係留対策で整備した浦安マリーナがある。また、浦安マリーナの対岸の港地区に県所有の未利用地が一部残されている。
整備・活用の方向性	・鉄鋼流通基地（企業岸壁）の機能との整合性を保ちつつ、水域や公共ふ頭・後背地の県用地を活かした新たなスポーツやレクリエーションの場や機会の創出、さらには防災機能の充実
整備・活用のイメージ	<ul style="list-style-type: none"> ・浦安マリーナと連携したイベントの開催 ・浦安と東京湾沿岸の都市を結ぶ水上交通の拠点整備 ・県用地を活用したレクリエーション施設や防災施設の整備 ・災害時の浦安マリーナの活用（防災協定の締結）
留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・浦安マリーナの活用にあたっては、民間事業者との協議が必要である。 ・水上交通の必要性和波及効果については、検討が必要である。 ・将来的には、後背地の土地利用の転換を視野に入れつつ水域の活用の方向性を検討していく。また、内水海域に沿って歩行者ネットワークの確保に努める。



浦安マリーナ



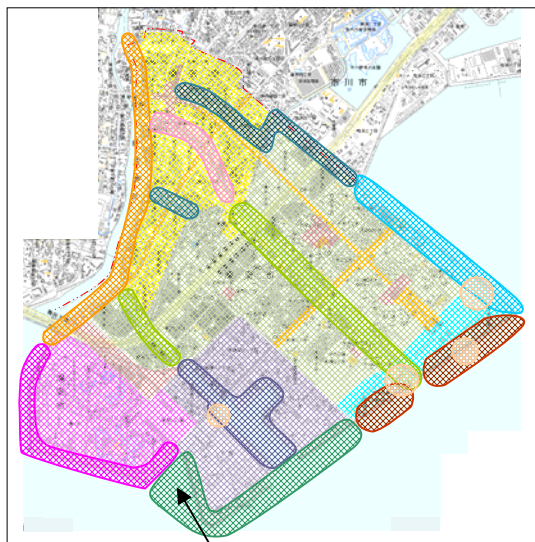
● 浦安マリーナ

鉄鋼団地内



● 鉄鋼団地ゾーン

千鳥・港海岸ゾーン	
ゾーンの概要	<p>舞浜と千鳥の接する地点から千鳥地区と港地区の前面の海岸沿いの延長約2.8kmの区間で、工業地域の海岸線となっており、一部行政施設や未利用地があるが、ほとんどが私有企業地となっている。</p> <p>特に港地区では水際線へのアクセスが限られている。また、千鳥地区と舞浜地区の交差する水域(三角水面)には波浪の影響により砂利の堆積化が進んでいる。千鳥地区では海沿いに道路が整備されているものの、水際線へは近づきづらく、三角水面に面している公園用地の活用が課題である。また、この水際線は東京湾の眺望に優れている場所である。</p> <p>千鳥地区地先では、埋立事業の土砂採取場跡に水深10mを超える窪地が分布しており、青潮の発生源になっているといわれている。</p>
整備・活用の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水辺を視認できる空間の確保や整備 ・ 水際線に面した公共用地との連携を図り、レクリエーションの場や機会を創出 ・ 水質浄化や生態系への配慮など海域環境の向上 ・ 海へ可能な限り接近できる空間の確保
整備・活用のイメージ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 展望デッキ等海への眺望点の整備 ・ 海釣り等、レクリエーション施設の整備 ・ 水質や海底質の改善 ・ 一定の安全性に配慮した上で、護岸の部分的な開放
留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国によるシーブルー事業等の水質や海底質の改善事業を促進していく。 ・ 千鳥・港地区の護岸利用には、安全性の確保を前提とした上で開放の範囲等について護岸の管理者との協議が必要である。



● 千鳥・港海岸ゾーン

千鳥地区海岸

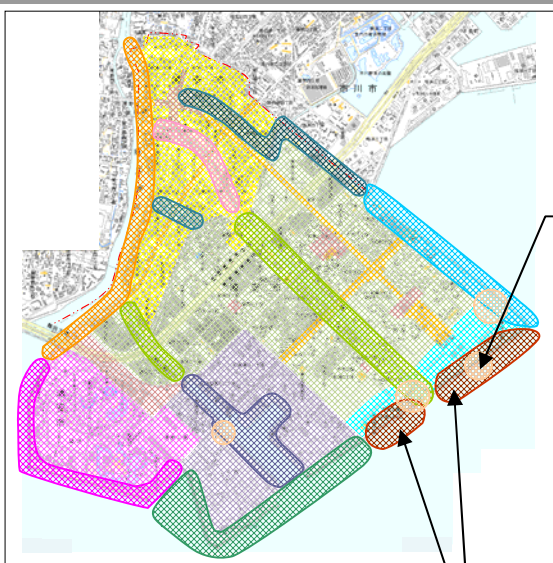


三角水面 (運動公園付近)



高洲・明海・日の出海岸ゾーン・海辺のコア

ゾーンの概要	<p>高洲・明海・日の出の海岸沿いの地区で延長約2.4kmの区間である。この地区の海岸沿いには総合公園や墓地公園、高洲海浜公園等の大規模な公園や20mの緑地が整備されている。</p> <p>シンボルロードの海側の先端部に位置する海辺のコアは、海辺の交歓拠点として個性的な商業や文化等多様な機能を複合、集積させ、市民が海とふれ合いながら交流を深める空間として位置づけられている。</p> <p>高洲地区の海岸護岸では、平成4年から平成10年にかけて千葉県が事業主体となって親水性の高い海岸空間の創出と防災機能の強化を目的とした高洲海岸環境整備事業が行われ、高洲海浜公園から護岸まで一体的に整備されている。</p> <p>日の出・明海地区の海岸護岸においても高洲海岸環境整備事業と同様の整備が行われる計画であったが、現在、中止となっている。東京湾への優れた眺望を有し、多くの市民の憩いの場となっているが、護岸へのアクセスが課題となっている。</p> <p>また、市民活動団体による環境美化活動が行われている。</p>
整備・活用の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海へ可能な限り接近できる空間の確保 ・ 防災機能の向上 ・ 後背地の公園や緑地と一体となった市民のレクリエーションや憩いの場の整備
整備・活用のイメージ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日の出・明海地区前面護岸の開放 ・ 展望デッキ等海への眺望点の整備 ・ 海を眺める憩いの場として、公園や緑地内にカフェやレストラン等の整備 ・ 公園を活用した市民が賑わい、交流の持てるイベントの実施
留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日の出・明海地区の前面護岸の市民利用は、安全性の確保を前提とした上で開放の範囲等について護岸の管理者との協議が必要である。



高洲地区海岸



● 海辺のコア

明海地区海岸

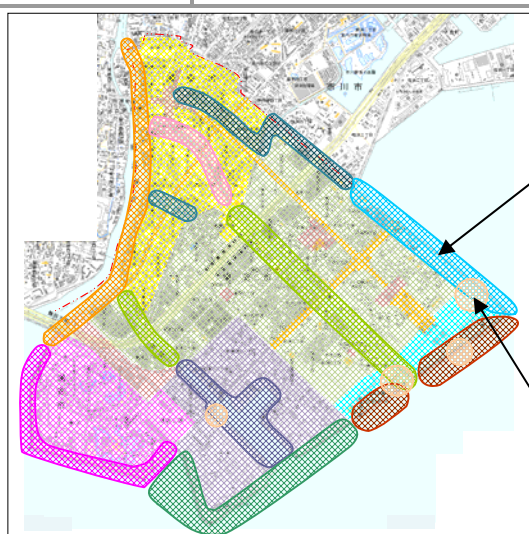


総合公園の
展望デッキ



● 高洲・明海・日の出海岸ゾーン

三番瀬海岸ゾーン・環境学習拠点	
ゾーンの概要	<p>東京湾に残された貴重な干潟環境である三番瀬海域を前面にしたゾーンで、延長約2.5kmの区間である。三番瀬沿いの後背地の土地利用については、未整備の宅地が一部残っているものの、大規模集合住宅開発が行われている。</p> <p>また、住宅地と三番瀬沿いには千葉県企業庁による20m緑地の整備が行われている。さらに豊かな自然環境を活用した環境学習施設の整備が三番瀬に面して予定されている。</p> <p>なお、未整備の土地については一般住宅地整備（低層戸建住宅）が都市再生機構によって計画されている。</p> <p>また、市民活動団体による環境美化活動や環境学習等が行われている。</p>
整備・活用の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 三番瀬を身近に眺め、ふれられる市民の憩いの場の創出 ・ 三番瀬を知り、学び、体験できる場の創出 ・ 海へ可能な限り接近できる空間の確保
整備・活用のイメージ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 三番瀬を眺望する展望デッキの整備やサイクリング・ジョギングのできる緑地の整備 ・ 三番瀬の水質や生物に関する情報の収集・発信機能や干潟を体験できる環境学習施設の整備 ・ 三番瀬での環境学習活動を円滑に進めるアクセスの整備
留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 千葉県三番瀬再生計画に配慮しながら取り組みを進める。 ・ 環境学習施設とその周辺の緑地・公園と一体的な整備を進めていく。 ・ 三番瀬が市民に身近な「里海」として利用できるような一定のルールづくりについて関係機関や市民活動団体、市民と協議を行う。 ・ アクセスの整備については、安全性の確保を前提とした上で護岸の管理者との協議が必要である。



日の出地区海岸
(三番瀬側)



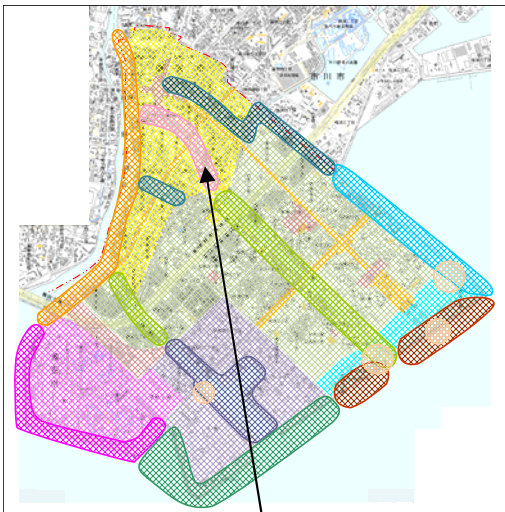
● 三番瀬海岸ゾーン

● 環境学習拠点

三番瀬のクリーンアップ



境川上流ゾーン	
ゾーンの概要	<p>境川は元町・中町・新町地域を貫き、旧江戸川から東京湾まで連続する河川である。境川上流区間は西水門～東水門までの延長約1.7kmの区間である。かつて漁師町として栄えていた地域で、地盤沈下の影響により雨水の内水排除が困難なため東西水門で水位をコントロールする必要がある。</p> <p>現在、境川水辺空間整備事業として事業が進められており、江川橋～東水門間では親水テラス等様々な施設整備が実施されており、親水利用が図られている。</p> <p>新橋～江川橋の区間においては、現在千葉県による地盤沈下対策事業として老朽護岸の改修工事が行われており、この事業と併せて河川沿いに遊歩道や新橋周辺で公園の整備が計画されている。</p> <p>また、境川を挟んで仮称新中通り線周辺市街地整備事業が現在進行中である。</p> <p>境川を中心に平成19年度より「カフェテラス in 境川」を毎年春に開催しており、市民や来訪者で賑わいをみせている。</p>
整備・活用の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災機能の向上 ・ 境川を活用した水辺のコミュニティ空間の形成 ・ 水質改善や景観の形成
整備・活用のイメージ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 老朽護岸の改修と歩道の整備 ・ 市民の憩いの場となるような公共空間の整備 ・ 境川と周辺の歴史的資源をつなぐネットワークの形成 ・ 境川を活用したイベントの実施 ・ 元町・中町・新町をつなぎ、市民が楽しめる舟の運行 ・ この地区の歴史性を活かした沿川の景観形成 ・ 市民と行政による川沿いの緑化活動の推進
留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 千葉県による地盤沈下対策事業と整合性を図りつつ、遊歩道整備を行う。



● 境川上流ゾーン



境川（西水門付近）

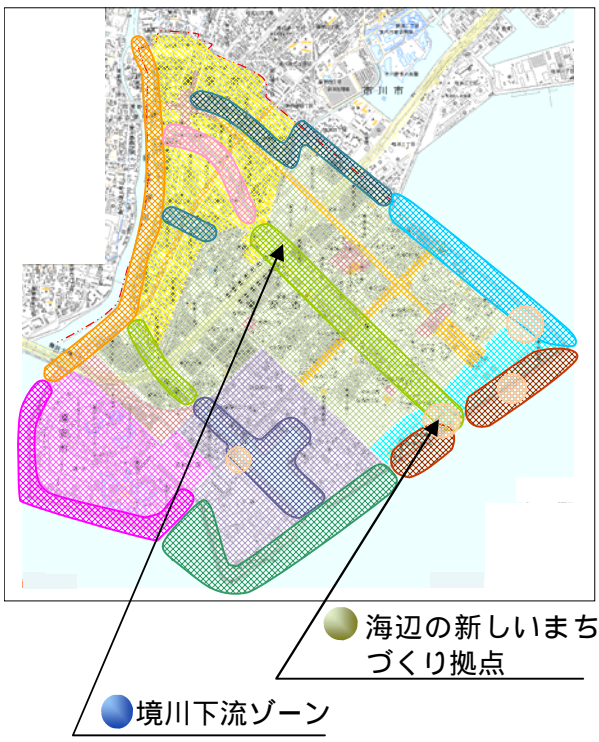


昭和 30 年頃の
境川（江川橋付近）

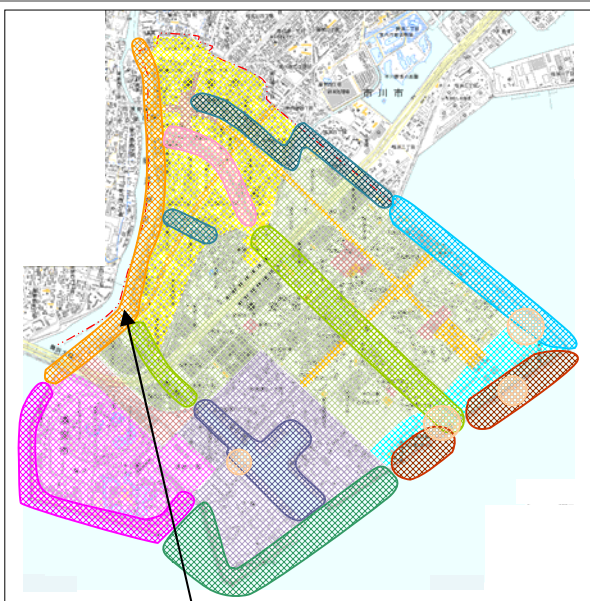


カフェテラス in 境川

境川下流ゾーン・海辺の新しいまちづくり拠点（観光漁業基地）	
ゾーンの概要	<p>境川下流区間は、境川東水門から河口部までの延長約3.1kmの区間である。この区間の沿川の土地利用は住宅、学校、公園等で構成され、海まで連続する歩道と桜並木が整備されており、市民の憩いの場となっている。</p> <p>中町地域の区間においては、公共棧橋が設置されており、浦安遊漁船協同組合及び浦安漁業生産組合が利用している。</p> <p>境川河口右岸部には観光漁業基地構想が計画されている。</p> <p>また、高潮からまちを守るため、総合公園用地の一部に排水機場用地を確保している。</p>
整備・活用の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民の憩いの場や賑わいの場としての整備・活用 ・ 防災機能の向上
整備・活用のイメージ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 川を眺めながら、サイクリングやジョギングのできる緑道整備 ・ これまでの観光漁業基地構想を踏まえながら、海辺の新しいまちづくりの拠点として整備 ・ 元町・中町・新町をつなぎ、市民が楽しめる舟の運行 ・ 市民や来訪者が交流できるイベントの実施 ・ 公園等の后背地の公共用地と連携した親水護岸の整備 ・ 境川河口の水門と排水機場の設置
留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海辺の新しいまちづくりの拠点(観光漁業基地)の整備にあたっては、千葉県企業庁と協議を行う。 ・ 水門と排水機場の設置は、千葉県との協議が必要である。



旧江戸川ゾーン	
ゾーンの概要	<p>当代島の市川市境から河口までの延長約4.3kmの区間である。後背地は、元町から中町地区の住宅地であり、元町地区においては古くから住宅が位置しており、地盤が低い地域である。後背地の安全性を確保するため、現在、千葉県による高潮対策事業として、護岸の改修が舞浜地先から進められている。護岸改修は、河川内に緩傾斜護岸とテラス護岸を整備し、護岸のかさ上げと強度の補強を行っている。</p> <p>元町地域の上流部では遊漁船が集積しており、下流部には堀江ドックが位置している。なお、遊漁船とは災害時の防災協定を結んでいる。既存の護岸の上部には遊歩道が整備されているが、一部でネットワークが分断されており、トイレ等の休憩施設が十分に整備されていない。</p> <p>また、市民活動団体による環境美化活動が行われている。</p>
整備・活用の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災機能の向上 ・ 散策ルートの連続性の確保 ・ 観光利用の更なる充実
整備・活用のイメージ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高潮や地震による水害を防ぐ護岸改修 ・ 護岸改修に併せて、堀江ドック付近に災害時に物資の荷下ろしや搬出等に活用する防災棧橋の整備 ・ 災害時の遊漁船の活用 ・ 誰もが安心して歩ける散策路の整備や修景整備 ・ 浦安市の歴史ある観光産業である遊漁船の振興と発着場の機能充実
留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災棧橋の整備や護岸の親水化については、千葉県が平成18年に策定した千葉県河川整備計画との整合性を図る。 ・ 防災棧橋と市内の避難所とのネットワーク等、浦安市地域防災計画との整合性を図る。 ・ 防災棧橋の整備にあたっては、誰もが利用しやすい環境づくりに配慮しながら取り組む。



● 旧江戸川ゾーン



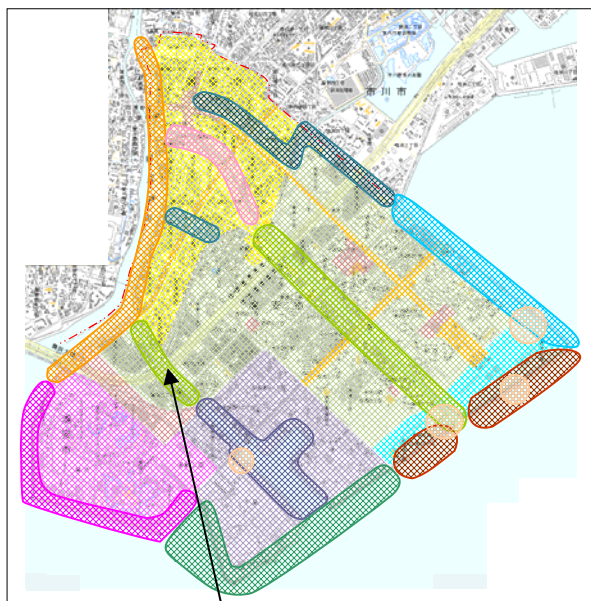
旧江戸川
(堀江地区)

旧江戸川
(緩傾斜護岸)



堀江ドック

見明川ゾーン	
ゾーンの概要	<p>堀江橋より伝平橋までの延長1.35kmの区間で旧江戸川と東京湾の内水海域を結ぶ河川である。</p> <p>この区間の沿川の土地利用は住宅、学校、公園などで構成され、河川と住宅が高い護岸で分断されている地域であったが、親水空間の整備が進められており、水辺遊歩道や桜並木が整備され市民の憩いの場となっている。</p>
整備・活用の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民の憩いの場や賑わいの場としての整備・活用 ・ 防災機能の向上
整備・活用のイメージ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 遊歩道（緑地）の整備や親水空間の整備 ・ 弁天ふれあいの森公園と連携した親水護岸の整備 ・ 見明川を活用した市民が賑わい交流の持てるイベントの実施
留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺の住環境に配慮する必要がある。 ・ 護岸の早期改修を千葉県に要請していく。



● 見明川ゾーン

見明川分派点（堀江橋下流）



親水護岸（舞浜地区）

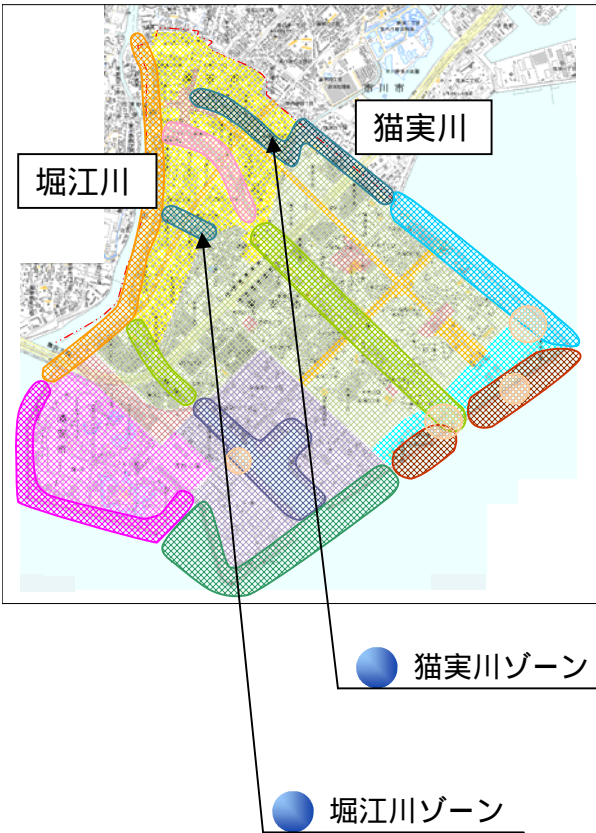


見明川沿川（舞浜地区）の桜並木



猫実川・堀江川ゾーン

ゾーンの概要	<p>猫実川は、浦安駅付近から三番瀬に至るまでの延長約1.4kmの区間で、下流は浦安市と市川市の境を流れている。堀江川は、堀江地区を流れる延長700mの河川である。この2つの河川は、土地改良事業の際に雨水排水を円滑に行うため、人工的に整備した河川であり、自然排水能力の低下した本市にとって水害から市民の生命と財産を守る重要な河川となっている。ただし、2つの河川とも生活排水が流入しているため、水質が悪化しており、改善が課題となっている。</p> <p>また、猫実川では環境整備事業として、浦安駅周辺を二層河川化し、水質浄化にも取り組んでいる。また、下流部では親水テラスが設けられているほか、遊歩道の整備が進められている。堀江川では、境川から導水して水質改善が図られているほか、内水排除を行うために排水機場が設置され、旧江戸川に放流している。</p>
整備・活用の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水質の改善を図りながら、市民の憩いの場としての整備・活用 ・ 地域の環境改善に資する整備
整備・活用のイメージ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 導水や浚渫等による水質の改善 ・ 公共下水道への接続促進 ・ 遊歩道や親水空間の整備
留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺の住環境に配慮する必要がある。



猫実川
(浦安駅前)



猫実川
(海楽地区市境)



堀江川
(堀江地区上流)

用語解説

あ行

青潮（あおしお）

富栄養化の結果として海水が青色ないし白濁色を呈する現象。

海水が富栄養化するとプランクトンが大量発生することがある。この大量のプランクトンが死滅すると下層へ沈殿し、底層で生分解される過程で酸素が消費され、貧酸素水塊ができる。青潮は、この貧酸素水塊が強風の際などにおこる湧昇現象によって、岸近くの水の表層に上昇したものである。夏～秋に東京湾で多く発生することが知られている。

一般海岸（いっぱんかいがん）

海岸は、一般海岸・港湾海岸・漁港海岸・農地保全海岸に分けられる。そのうち「一般海岸」とは、一般の海岸保全区域および海岸法でいう「一般公共海岸区域」のことを言い、港湾海岸は港湾区域内、漁港海岸は漁港区域内、農地保全海岸は農地に関わる海岸のことを指す。

か行

海面埋立事業（かいめんうめたてじぎょう）

昭和40年（造成事業着手）から55年（同完了）に至る浦安の海面埋立事業。海面埋立事業における土地利用については、浦安地区が国の首都圏整備の観点から工業用地としての利用を規制される傾向にあったため、「住宅地の造成」、「大規模遊園地の誘致」、「鉄鋼流通基地の形成」の3点を基本方針とし、千葉県事業として実施されることとなった。

仮称新中通り線周辺市街地整備事業（かしょうしんなかどおりせんしゅうへんしがいちせいびじぎょう）

「仮称新中通り線周辺市街地整備」は、平成16年に住民と行政が共に話し合いを行う場として「まちづくり・道づくりを考える会」を設置し、整備方針や話し合いの進め方等を取りまとめた「まちづくり計画書（提言書）」が策定され、この「まちづくり計画書」を市の取り組み方針とし、平成18年4月に「まちづくり協議会」を立ち上げ、その事業化に向けてのまちづくりプラン案を策定したものである。

カフェテラスin境川（かふえてらす いん さかいがわ）

浦安市のあけぼの橋から江川橋までの間の境川一帯でサクラの時期に行われるイベント。嫁入り舟、ホテルスイーツ&グルメ、各種乗船体験、ステージパフォーマンス、水上パフォーマンス等盛りだくさんのイベントが毎年実施されている。

緩傾斜護岸（かんけいしゃごがん）

通常、河川の水を流す能力を高めるため、また海岸の場合は越流を防止するために、護岸勾配をきつくするところ、人の利用や景観を重視して護岸の勾配を緩くした形状のもの。

管理用通路（かんりようつうろ）

各公共施設を管理する者が管理するための車両や徒歩で移動するための通路。兼用して一般利用者ができるようにしているケースも多い。

企業岸壁（きぎょうがんぺき）

荷物の荷積み・荷下ろし等、企業が専用で使用している岸壁のこと。

恒流（こうりゅう）

寒流、暖流などのように長期間ほぼ同じ速度で、同じ方向に一定に流れることを言う。

里海（さとみ）

人手が加わることにより、生産性と生物多様性が高くなった沿岸海域のこと。持続的な地域住民の働きかけが必要となる。「里山」を海に置き換えたことば。

境川水辺空間整備事業（さかいがわみずべくうかんせいびじぎょう）

境川が市民の憩いの場所となり、ふるさとの風景、アメニティ（快適）空間を取り戻すことができるように水辺空間の整備を県と市の共同事業で行うもの。平成元年度から着手している。

シーブルー事業（シーぶるーじぎょう）

シーブルー事業（海域環境創造事業）とは、平成元年に国土交通省（旧運輸省）の「快適な海を創造するために、海域環境の改善と海域の利用を一体的に検討する調査・計画」として提案されたシーブルー計画を実現するための事業のこと。

高洲海岸環境整備事業（たかすかいがんかんきょうせいびじぎょう）

浦安市高洲地区を対象として、後背地の公園等と一体的に高潮堤を整備するもので、一部を市民の一体利用を可能とするものである。千葉県が中心となり、平成4年度から事業着手し、平成12年度に市民開放を行った。

地盤沈下対策事業（じばんちんかたいさくじぎょう）

かつての地盤沈下の影響が著しい境川周辺の旧市街地において、市の排水計画に併せた境川の改修を実施し、堤防高を確保するもの。

浚渫（しゅんせつ）

水底の土砂や岩石をさらうこと。猫実川や堀江川においては、同時に水質汚濁の原因となっているヘドロ等もさらうことになり、水質の改善効果をもたらす。

人工バリア（じんこうばりあ）

波浪が高く、人の利用が困難な水際において、その波浪を前面で食い止める人工的な構造物を設置すること。

親水施設（しんすいしせつ）

水に親しむことを親水という。この水に親しむために設けるデッキや階段などの単体的な構造物から、水際沿いの公園・緑地や遊歩道、マリナーなど一定の機能を有する施設もこれに該当する。

親水テラス（しんすいてらす）

河川や海岸の水に親しむために、水辺近くまで接近することのできるテラス状の構造物のこと。

静穏域（せいおんいき）

波の静かで穏やかな海域のこと。

た行

高潮対策事業（たかしおたいさくじぎょう）

高潮とは気象現象によって短時間に海面が通常よりも高くなることであり、これを防護するための高潮堤等を建設する事業のことを高潮対策事業という。

沖積層（ちゅうせきそう）

約2万年前以降に堆積して出来上がった比較的新しい地層。河川等により運ばれた腐植土、泥土が堆積して形成される層であり、一般に軟弱であることが多く平坦。日本の平野部の大部分は沖積層からなる平野である。下位から、基底礫層、下部砂層、中部泥層、上部砂層に分類される。

テラス護岸（てらすごがん）

本来必要な洪水等から市街地を守るための堤防高よりも低い部分にテラス状の部分を設置した護岸のこと。

土地改良事業（とちかいりょうじぎょう）

猫実・堀江の境にある境川と当代島の船塚川の川岸を中心に形成される古くからの市街地の周辺に広がる水田は、昭和35年頃から始まった地盤沈下のため自然排水が困難となり荒廃が目立つようになった。これに対処するため、昭和39年には猫実・当代島に「北部土地改良区」を、昭和40年には堀江に「南部土地改良区」を設立し、土地改良事業が実施された。

導水（どうすい）

本来その河川の流域に属さない他の場所から水を導いて河川に流すこと。

土取場跡（どとりばあと）

建設事業等の利用のため、海底の土砂を採掘した跡の窪地のこと。

な行

二層河川化（にそうかせんか）

本来流れていた河川の改修を行うにあたり、河川の流れを上下二段に分け、上部を人々の憩いや潤いが享受できるような小規模で安全な流れとし、下部を流下能力が高い規模を確保した河川とする二層構造とした河川のこと。



浦安市

平成22年3月

発行・編集

浦安市 市長公室 企画政策課

〒279-8501 千葉県浦安市猫実1-1-1

電話 047-351-1111

浦安市ホームページ URL

<http://www.city.urayasu.chiba.jp>